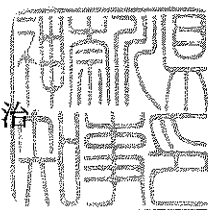


水第 1825 号
令和 4 年 12 月 7 日

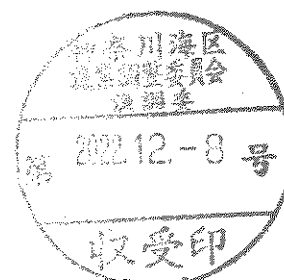
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



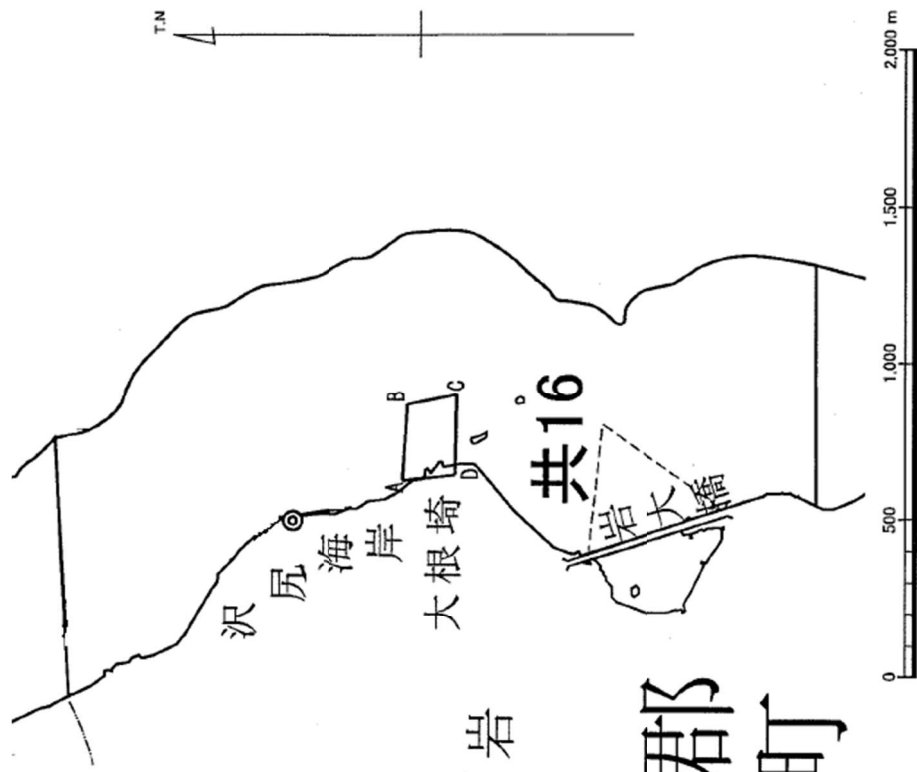
漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第4号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の可き漁業者の数の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の可き漁業者の資格	(規則第14条第1項より起業の認可する条件)	許可又は起業の可き期間	許可の有効期間
底建漁業	1	定めなし	A:北緯35度10分9.8秒 東経139度8分43.36秒 B:北緯35度10分9.44秒 東経139度8分52.83秒 C:北緯35度10分4.22秒 東経139度8分54.27秒 D:北緯35度10分4.44秒 東経139度8分44.05秒 区域 上記AB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域	1月1日から12月31日まで	足柄下郡真鶴町岩に漁業根拠地を有し、かつ第16号の漁場の区域において漁業を営むこと当該漁業権の受忍を受けている者	なし	令和5年1月10日から令和5年2月9日まで	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

操業区域

- A:北緯 35 度 10 分 9.8 秒
東経 139 度 8 分 43.36 秒
- B:北緯 35 度 10 分 9.44 秒
東経 139 度 8 分 52.83 秒
- C:北緯 35 度 10 分 4.22 秒
東経 139 度 8 分 54.27 秒
- D:北緯 35 度 10 分 4.44 秒
東経 139 度 8 分 44.05 秒

区域 上記 AB、BC、CD 及び DA の 4 直線に
よって囲まれた区域



足柄下郡 真鶴町